

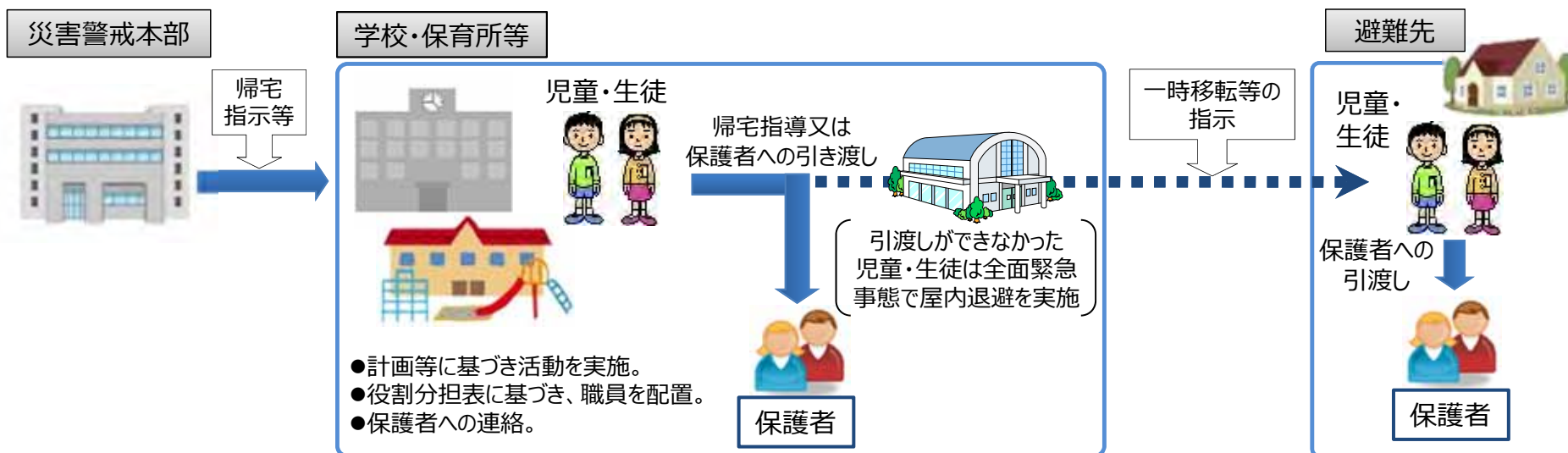
UPZ内住民の一時移転等

(C)2016ZENRIN(205E-第175号)



佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。

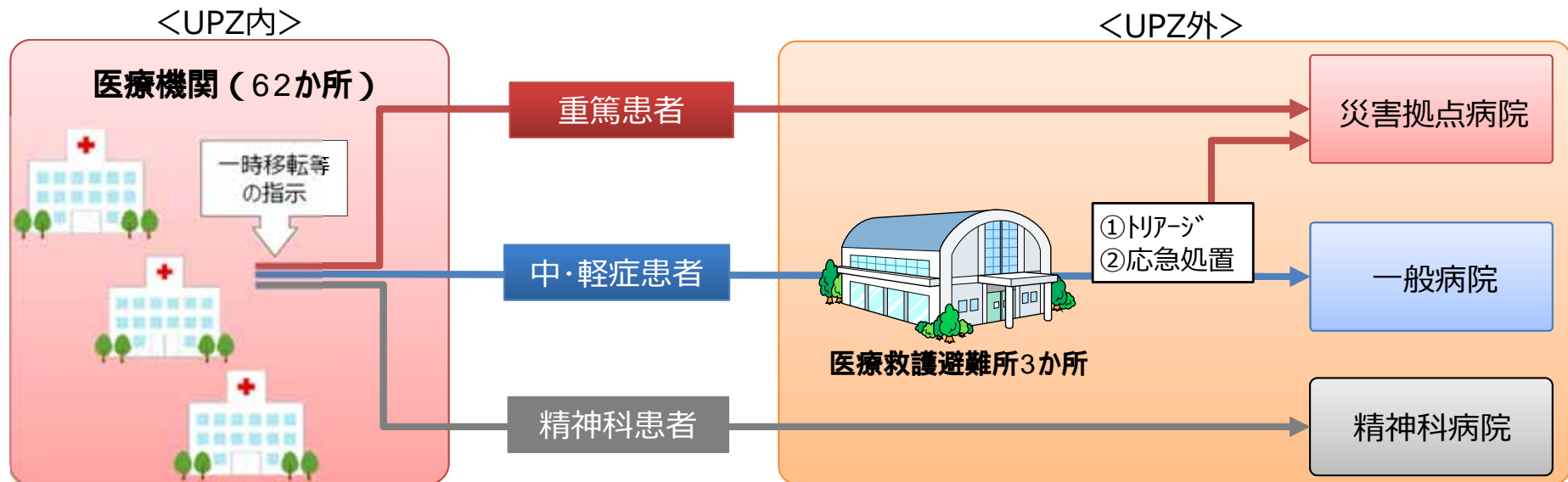


UPZ内の教育機関数	佐賀県		長崎県		福岡県		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	99	7,331人	40	2,191人	6	417人	145	9,939人
小学校	49	9,988人	26	3,281人	4	716人	79	13,985人
中学校	27	4,996人	15	1,623人	4	722人	46	7,341人
義務教育学校	2	676人	-	-	-	-	2	676人
高等学校	12	5,404人	3	1,131人	-	-	15	6,535人
特別支援学校	3	233人	1	31人	-	-	4	264人
合計	192	28,628人	85	8,257人	14	1,855人	291	38,740人

※教育機関数は分校を含む

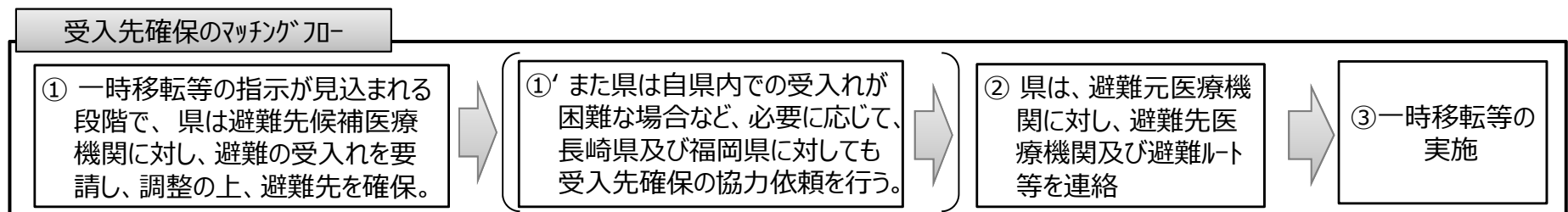
佐賀県における医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- ▶ 佐賀県では、UPZ内にある全ての医療機関(62施設3,704人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、佐賀県が調整し、重篤患者は災害拠点病院へ、精神科患者は精神科病院へ、中軽症患者は県が指定する医療救護避難所に移動し、その後、受入れ先となる医療機関へ搬送。
- ▶ 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、佐賀県が県内の医療機関と調整して確保するほか、必要に応じて、長崎県・福岡県に受入先確保の協力を依頼し、各県の医療機関の中から受入先を確保。



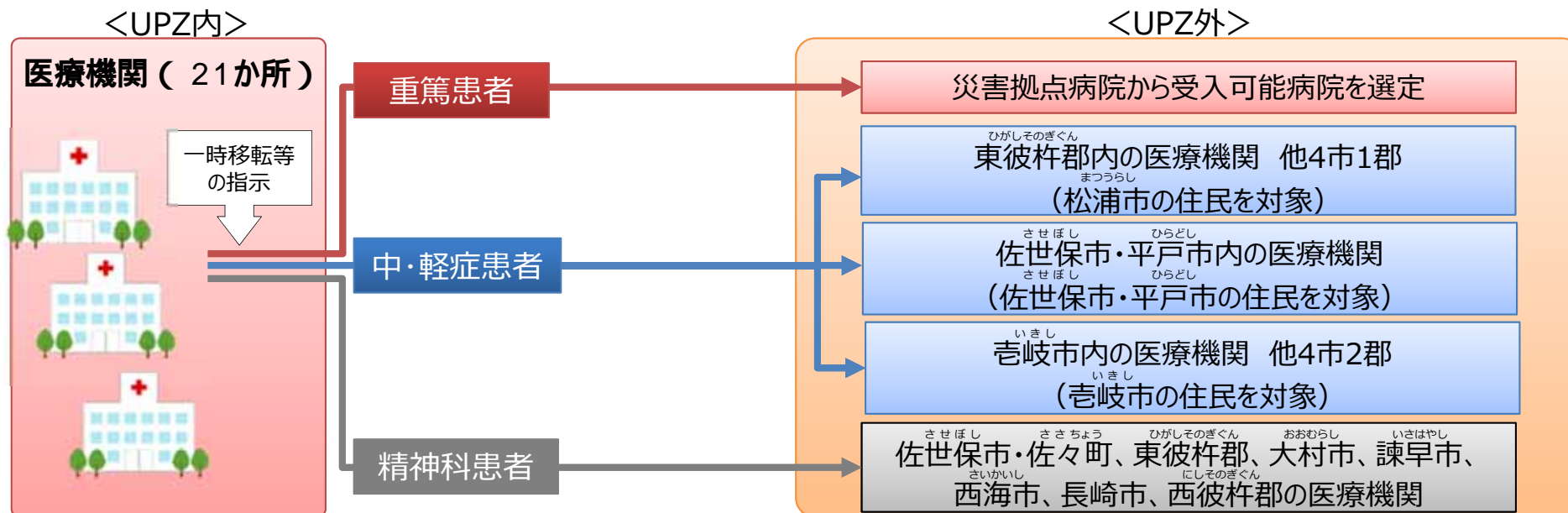
UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関(病院・有床診療所)	62か所	3,704人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	280か所	3,741人



長崎県における医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- ▶ 長崎県では、UPZ内にある全ての医療機関(21施設1,620人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、長崎県が調整し、重篤患者の受入可能病院を選定するとともに、精神科患者及びそれ以外の入院患者については、あらかじめ選定された市町の医療機関の中から受入先を選定。
- ▶ 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、長崎県が県内の医療機関と調整して確保。



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	21か所	1,620人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	358か所	2,002人

受入先確保のマッチングフロー

① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、救急医療情報システム等を活用し、避難先を調整し、避難先の情報を避難元に連絡。(避難元から県に対し、必要に応じ、車両等の手配を依頼し、県は、関係機関に依頼。)



② 県は、救急医療情報システム等を活用し、避難先へ受入れの準備を依頼。

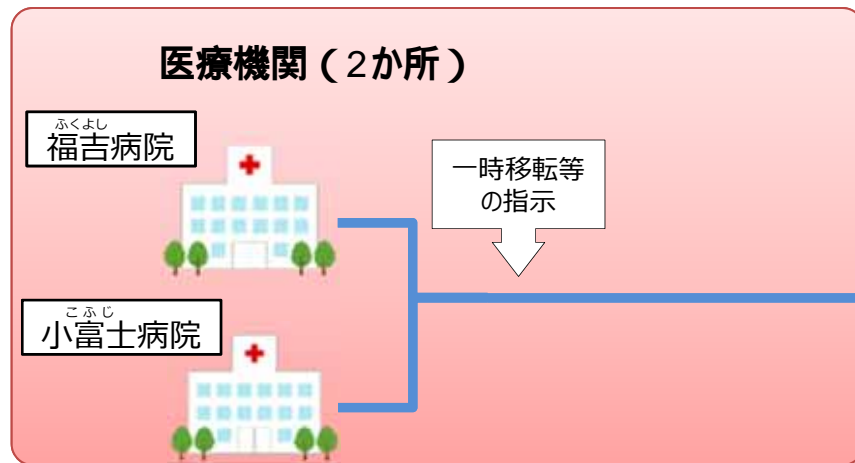


③ 一時移転等の実施

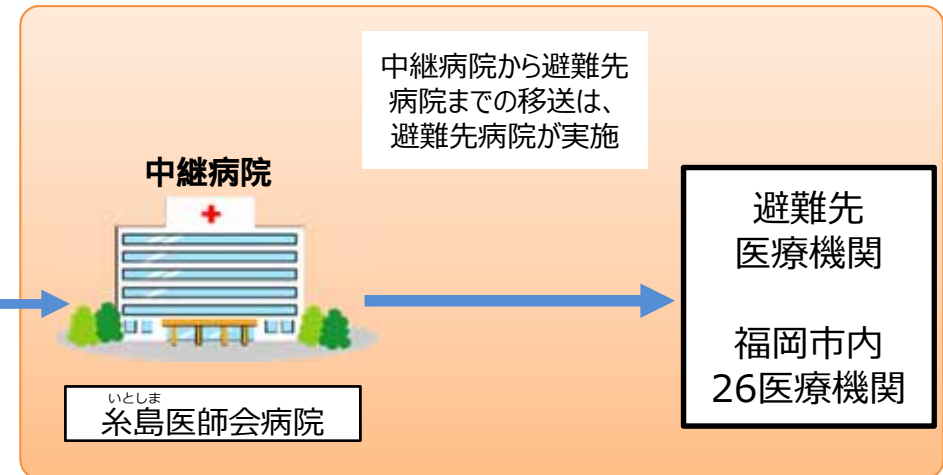
福岡県における医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- 福岡県では、UPZ内にある全ての医療機関(2施設115人)において、個別の避難計画を作成し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、中継病院を経由して避難先医療機関へ移送。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先医療機関が使用できない場合等には、福岡県が受入れ先を調整。

<UPZ内>



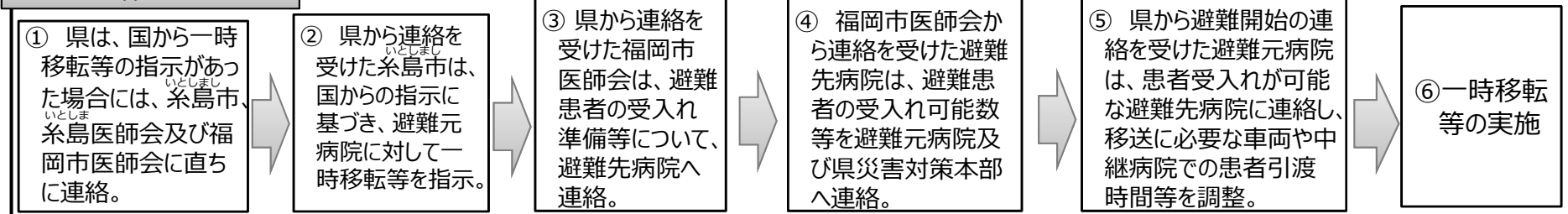
<UPZ外>



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院)	2か所	115人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	26か所	121人

受入先確保のマッチングフロー



佐賀県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(211施設4,985人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、佐賀県が受入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	183	4,539人
障害福祉サービス事業所等	26	377人
児童養護施設	2	69人
合 計	211	4,985人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
228	4,539人
17	377人
2	69人
247	4,985人

長崎県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- 長崎県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(68施設1,690人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、長崎県が受入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員等
介護保険施設等	51	1,461人
障害福祉サービス事業所等	17	229人※1
児童養護施設	該当なし	該当なし
合計	68	1,690人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外(県内8市町)>

受入施設数	受入可能人数
61	1,461人
13	229人
—	—
74	1,690人

※1 障害福祉サービス事業所の入所定員433人のうち、204人は施設敷地緊急事態で家族へ引渡し。残りの引渡しができない入居者229人はあらかじめ確保している避難先施設に避難。

福岡県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- ▶ 福岡県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(6施設387人)については、施設ごとの避難計画を作成し、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、福岡県が受入れ先を調整。

< UPZ内 >

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	5	327人
障害福祉サービス事業所等	1	60人
児童養護施設	該当なし	該当なし
合 計	6	387人

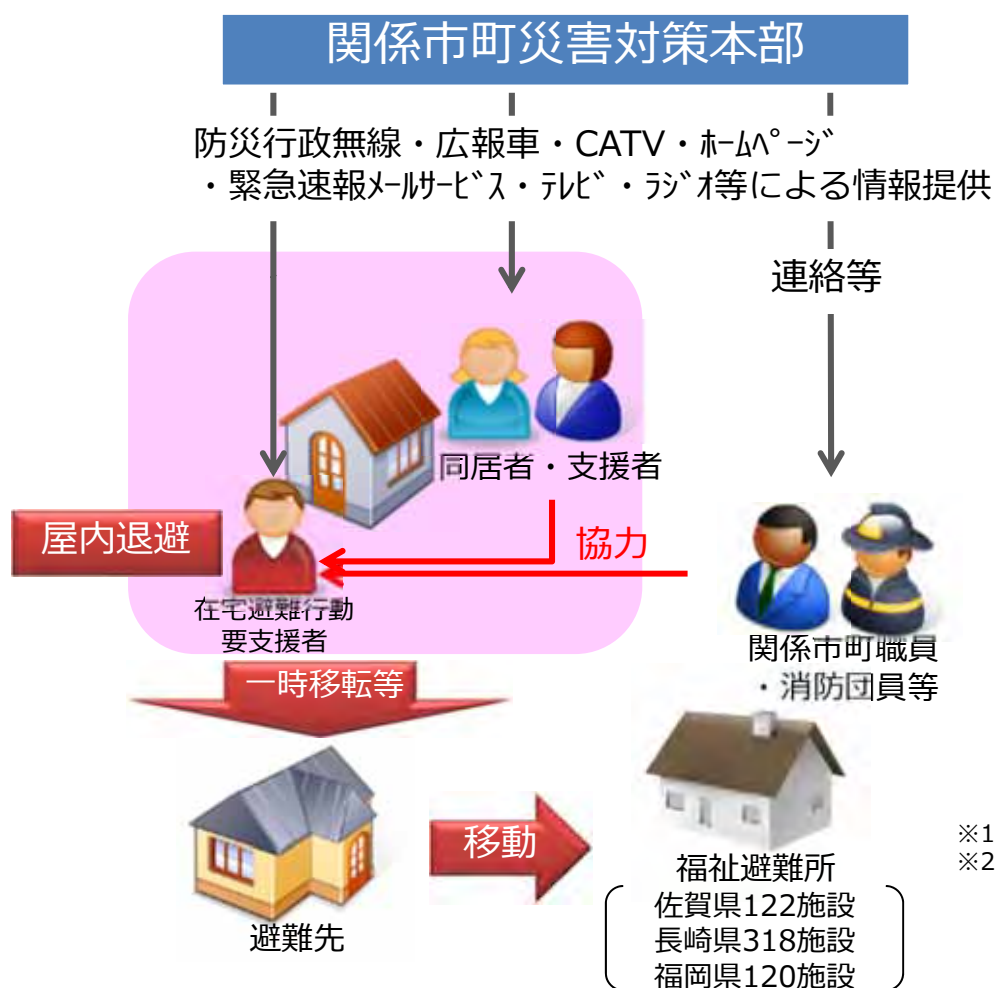
施設ごとの
避難先を確保

< UPZ外 (県内10市町) >

受入施設数	受入可能人数
25	393人
12	78人
—	—
37	471人

佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内における 在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- ▶ 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等(九州電力が配備する福祉車両を含む)で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



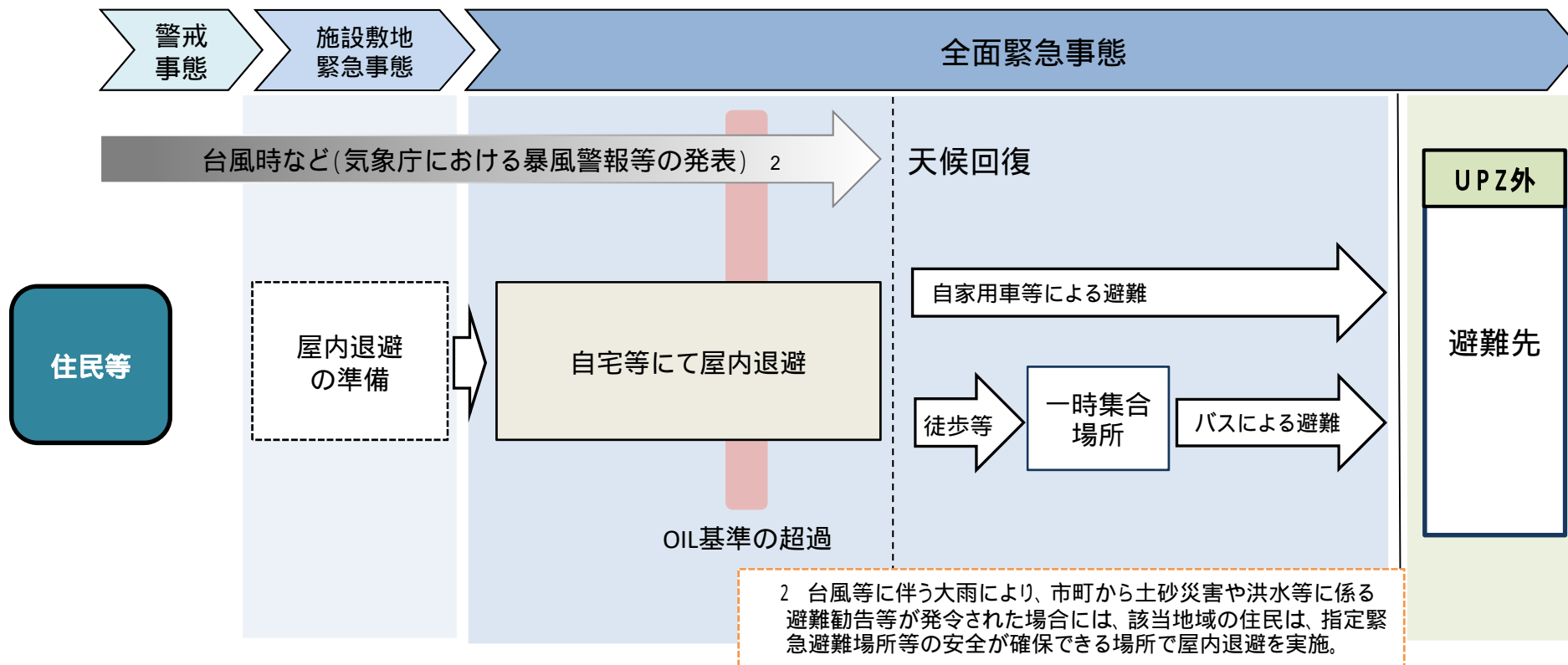
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

		UPZ内
佐賀県	玄海町 (げんかいちょう)	121人 (121人)
	唐津市 (からつし)	6,291人 (2,555人)
	伊万里市 (いまりし)	2,967人 (1,481人)
小計		9,379人 (4,157人)
長崎県	松浦市 (まつうらし)	741人 (741人)
	佐世保市 (させぼし)	702人 (702人)
	平戸市 (ひらどし)	117人 (117人)
	壱岐市 (いきし)	1,675人 (1,675人)
小計		3,235人 (3,235人)
福岡県	糸島市 (いとしまし)	2,488人 (2,488人)
合計		15,102人 (9,880人)

- ※1 ()内は支援者有り
 ※2 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施¹。

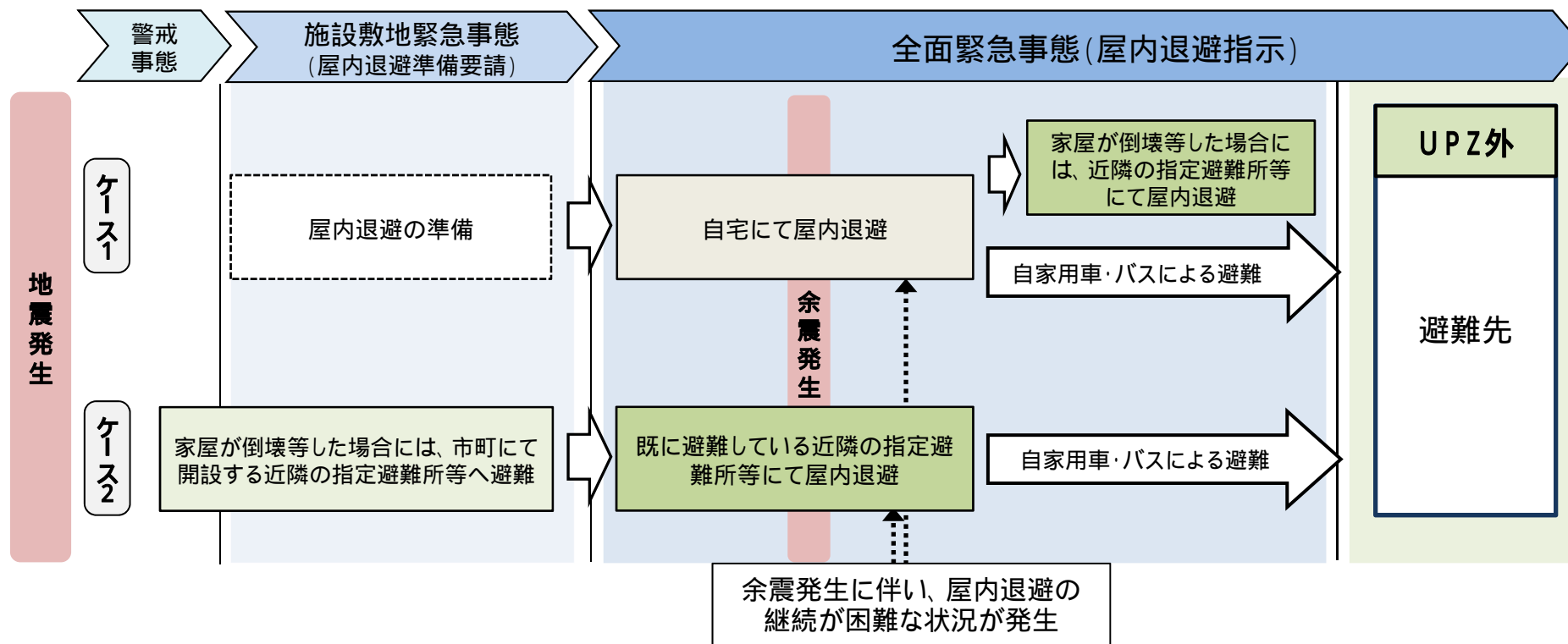
< 全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う²。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時Eメールの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

< 屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合 >



1 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。